

# 会 議 録 目 次

平成 1 7 年 第 2 回 海 田 町 議 会 臨 時 会 ( 第 1 日 )

平成 1 7 年 4 月 5 日 ( 火 ) 午 前 9 時 0 0 分 開 会

|   |     |
|---|-----|
| 仮議席の指定について……………   | 4   |
| 日程第 1 議長の選挙について……………  | 4   |
| 日程第 2 議席の指定について……………  | 6   |
| 日程第 3 会議録署名議員の指名について……………   | 6   |
| 日程第 4 会期の決定について……………  | 6   |
| 日程第 5 副議長の選挙について……………   | 7   |
| 日程第 6 常任委員会委員の選任について……………   | 8   |
| 日程第 7 議会運営委員会委員の選任について……………                                       | 8   |
| 日程第 8 議会広報広聴調査特別委員会の設置について……………                                   | 8   |
| 日程第 9 海田地区消防組合議会議員の選挙について……………                                    | 1 1 |
| 日程第10 推薦第 1 号 農業委員会委員の推薦について……………                                 | 1 2 |
| 日程第11 同意第 3 号 監査委員の選任の同意について……………                                 | 1 4 |
| 日程第12 同意第 4 号 助役の選任の同意について……………                                   | 1 5 |
| 日程第13 承認第 1 号 専決処分をした事件の承認について<br>(海田町税条例の一部を改正する条例) ……           | 1 8 |
| 日程第14 承認第 2 号 専決処分をした事件の承認について<br>(平成16年度海田町一般会計補正予算 (第 6 号) ) …… | 2 1 |
| 日程第15 第25号議案 海田町収入役事務兼掌条例の制定について……………                             | 2 3 |
| 日程第16 第26号議案 平成17年度海田町一般会計補正予算 (第 1 号) ……                         | 2 3 |
| 追加日程第 1 発議第 4 号 災害防止対策等調査特別委員会設置に関する決議<br>(案) ……                  | 2 6 |
| 追加日程第 2 発議第 5 号 閉会中の継続調査事件について (案) ……                             | 2 8 |
| ( 閉 会 ) ……  | 2 9 |



7. 欠 席 議 員

な し

8. 説明のため議場に出席した者の職氏名

|                 |   |         |
|-----------------|---|---------|
| 町               | 長 | 山 岡 寛 次 |
| 企 画 部           | 長 | 池乃本 和 弘 |
| 福 祉 保 健 部       | 長 | 上 條 正 弘 |
| 参 事 (行政改革推進担当)  |   | 富 田 征   |
| 建 設 部           | 長 | 児 玉 正 克 |
| 財 政 課           | 長 | 内 田 和 彦 |
| 総 務 課           | 長 | 窪 地 満   |
| 出 納 室           | 長 | 加 藤 一 生 |
| 税 務 課           | 長 | 永 海 房 雄 |
| 都 市 整 備 課       | 長 | 金 子 幹 雄 |
| 教 育 委 員         | 長 | 瀧 川 昌 俊 |
| 教 育             | 長 | 正 木 洋   |
| 教 育 部           | 長 | 中 野 潔   |
| 学 校 教 育 課       | 長 | 青 木 基 秀 |
| 上 下 水 道 部       | 長 | 木 原 正 博 |
| 上下水道部参事 (水道課担当) |   | 因 幡 貞 男 |

9. 職務のため議場に出席した者の職氏名

|             |  |         |
|-------------|--|---------|
| 議 会 事 務 局 長 |  | 園 山 純   |
| 次 長         |  | 濱 吉 計 守 |
| 主 事         |  | 杉 本 幸 穂 |
| 主 事         |  | 中 村 修 介 |

10. 議 事 日 程

仮議席の指定について

日程第1 議長の選挙について

- 日程第2 議席の指定について
- 日程第3 会議録署名議員の指名について
- 日程第4 会期の決定について
- 日程第5 副議長の選挙について
- 日程第6 常任委員会委員の選任について
- 日程第7 議会運営委員会委員の選任について
- 日程第8 議会広報広聴調査特別委員会の設置について
- 日程第9 海田地区消防組合議会議員の選挙について
- 日程第10 推薦第1号 農業委員会委員の推薦について
- 日程第11 同意第3号 監査委員の選任の同意について
- 日程第12 同意第4号 助役の選任の同意について
- 日程第13 承認第1号 専決処分をした事件の承認について（海田町税条例の一部を改正する条例）
- 日程第14 承認第2号 専決処分をした事件の承認について（平成16年度海田町一般会計補正予算（第6号））
- 日程第15 第25号議案 海田町収入役事務兼掌条例の制定について
- 日程第16 第26号議案 平成17年度海田町一般会計補正予算（第1号）
- 追加日程第1 発議第4号 災害防止対策等調査特別委員会設置に関する決議（案）
- 追加日程第2 発議第5号 閉会中の継続調査事件について（案）

~~~~~〇~~~~~

## 11. 議 事 の 内 容

午前9時00分 開会

○議会事務局長（園山）皆さん、おはようございます。このたびは、海田町議会議員一般選挙でのご当選おめでとうございます。本臨時会は、一般選挙後の最初の議会でございます。議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定により、年長の議員が臨時に議長の職務を行うことになっております。出席議員中、斎木議員が年長の議員でございますので、ご紹介申し上げます。斎木議員さん、議長席にお着きください。

○臨時議長（斎木）ただいま紹介されました斎木でございます。地方自治法第107条の規定により臨時に議長の職を行います。どうぞ皆さんよろしくお願ひしたいと思います。

ただいまの出席議員数は16名でございます。定足数に達しておりますので、平成17年

度第2回海田町議会臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付しておりますとおりでございます。

この際、議事の進行上、仮議席の指定を行います。仮議席は、ただいまご着席の議席と指定します。

~~~~~〇~~~~~

○臨時議長（齋木）日程第1、議長の選挙を行います。

選挙の方法は、投票と指名推選があると思いますが、いずれの方法といたしましうか。

（「投票」と呼ぶ者あり）

○臨時議長（齋木）投票というお言葉がありますので、選挙は投票により行います。

議場の閉鎖を命じます。

（議場閉鎖）

○臨時議長（齋木）ただいまの出席議員数は16名です。

投票用紙を配付いたします。

（投票用紙の配付）

○臨時議長（齋木）投票用紙の配付漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○臨時議長（齋木）配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めます。

（投票箱点検）

○臨時議長（齋木）異常なしと認めます。

念のため申し上げます。投票は単記無記名です。投票用紙に被選挙人の氏名を記入の上、点呼に応じて順次投票をお願いします。点呼を命じます。

○議会事務局長（園山）1番久留島議員、2番三宅議員、3番岡田議員、4番西田議員、5番渡辺議員、6番桑原議員、7番多田議員、9番西山議員、10番宮坂議員、11番河野議員、12番崎本議員、13番原田議員、14番前田議員、15番住吉議員、16番佐中議員、最後に齋木臨時議長。

○臨時議長（齋木）投票漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○臨時議長（齋木）投票漏れなしと認めます。投票を終了いたします。

これより開票いたします。会議規則第30条第2項の規定により、立会人に、1番久留島君、2番三宅君を指名します。立会人の立ち会いをお願いします。

（開票）

○臨時議長（齋木）選挙の結果を報告いたします。投票総数16票。これは先ほどの出席議員数に符合しております。有効投票数16票、無効投票数ゼロ票。有効投票中、原田君8票、住吉君8票。以上のおりでございます。この選挙の法定得票数は4票です。

原田君と住吉君の得票数は同数です。この場合、公職選挙法第95条第2項の規定を準用し、くじ引きで当選人を決定することになっています。くじは2回引きます。1回目は、くじを引く順序を決めるためのものです。2回目は、この順序によってくじを引き、当選人を決定するためのものです。

まず、くじを引く順序を決めるくじを行います。引いた番号が若い方が初めにくじを引くことにします。原田君、住吉君、くじを引いてください。

（くじを引く）

○臨時議長（齋木）くじを引く順序が決定しましたので、報告します。まず初めは住吉君、次に原田君。以上のおりであります。

ただいまの順序により、当選人を決定するくじを行います。丸印があるくじを引いた方が当選人となります。

住吉君、くじを引いてください。

次に、原田君、くじを引いてください。

（くじを引く）

○臨時議長（齋木）くじの結果を報告します。くじの結果、原田君が当選人と決定しました。よって、原田君が議長に当選されました。

ただいま議長に当選されました原田君がおられますので、本席から会議規則第31条第2項の規定により当選の告知をいたします。原田君から議長就任のあいさつをいただきたいと思っております。原田君。

○議長（原田）ただいま議長選挙の結果、抽選という形にはなりましたが、議長を務めさせていただくことになりました。私の信条としては「和をもってたつととなす」というのが信条であります。皆様のご支援とご協力によって町民の負託に応えることができるよう議会運営に努めてまいりたいと思っております。どうぞよろしくお願いたします。

○臨時議長（齋木） それでは、議場の閉鎖を解除します。

（議場解除）

○臨時議長（齋木） 以上で議長選挙を終わります。長時間にわたり、ご協力ありがとうございました。原田君、議長席にお着き願います。

○議長（原田） 議事の都合によりまして暫時休憩いたします。再開時間は追って通知いたします。

~~~~~○~~~~~

午前9時20分 休憩

午前9時50分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長（原田） 休憩前に引続きまして本会議を再開いたします。

日程第2、議席の指定を行います。

各議員の議席は、会議規則第3条第1項の規定により、議長において指定をいたします。議員諸君の氏名とその議席番号を事務局長に朗読させます。

○議会事務局長（園山） 朗読いたします。

1番久留島議員、2番三宅議員、3番岡田議員、4番西田議員、5番渡辺議員、6番桑原議員、7番多田議員、8番齋木議員、9番西山議員、10番宮坂議員、11番河野議員、12番崎本議員、13番前田議員、14番住吉議員、15番佐中議員、16番原田議員。

○議長（原田） ただいま事務局長が朗読しましたとおり議席を指定いたします。

なお、ロッカー等は後日変更いたしますので、お知らせしておきます。

~~~~~○~~~~~

○議長（原田） 日程第3、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第110条の規定により、議長より、1番、久留島君、2番、三宅君を指名いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（原田） 日程第4、会期の決定についてを議題といたします。お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日1日といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原田） 異議なしと認めます。よって、会期は本日1日と決めます。

~~~~~〇~~~~~

○議長（原田）日程第5、副議長の選挙を行います。

選挙の方法は、投票と指名推選があると思いますが、いずれの方法といたしましょうか。

（「投票」と呼ぶ者あり）

○議長（原田）投票にされたいという声がありますので、選挙は投票により行います。

議場の閉鎖を命じます。

（議場閉鎖）

○議長（原田）ただいまの出席議員数は16名です。

投票用紙を配付いたします。

（投票用紙の配付）

○議長（原田）投票用紙の配付漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原田）配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めます。

（投票箱点検）

○議長（原田）異常なしと認めます。

念のため申し上げます。投票は単記無記名です。投票用紙に被選挙人の氏名を記入の上、点呼に応じて順次投票願います。点呼を命じます。

○議会事務局長（園山）1番久留島議員、2番三宅議員、3番岡田議員、4番西田議員、5番渡辺議員、6番桑原議員、7番多田議員、8番斎木議員、9番西山議員、10番宮坂議員、11番河野議員、12番崎本議員、13番前田議員、14番住吉議員、15番佐中議員、最後に原田議長。

○議長（原田）投票漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原田）投票漏れなしと認めます。投票を終了します。

これより開票を行います。会議規則第30条第2項の規定により、立会人に、3番岡田君、4番西田君を指名します。立会人の立ち会いをお願いします。

（開票）

○議長（原田）選挙の結果を報告いたします。投票総数16票。これは先ほどの出席議員数

に符合しています。有効投票数16票、無効投票数ゼロ票。有効投票中、宮坂君9票、西山君7票。以上のとおりであります。この選挙の法定得票数は4票です。よって、宮坂君が副議長に当選されました。

議場閉鎖を解除いたします。

(議場解除)

○議長(原田) ただいま副議長に当選されました宮坂君がおられますので、本席から会議規則第31条第2項の規定により当選の告知をいたします。宮坂君から副議長就任のあいさつをいただきたいと思います。宮坂君。

○副議長(宮坂) ただいま、凶らずも副議長の大役を拝命いたしました。先ほど、議長の方から「和をもってなす」という言葉がありましたが、その議長の意思を酌みまして議会運営に携わりたいと思いますので、皆様のご鞭撻の方をよろしくお願いしたいと思います。どうもありがとうございました。

○議長(原田) 以上で副議長選挙を終わります。

この際、暫時休憩をいたします。再開時間は追って通知いたします。この後、全員協議会を開会して、この後の議事日程等について皆さんにお諮りしたいことがございますので、委員会室の方へお集まりいただきたいと思います。

~~~~~○~~~~~

午前10時00分 休憩

午前10時30分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長(原田) 休憩前に引続きまして本会議を再開いたします。

この際、日程第6、常任委員会委員の選任についてから日程第8、議会広報広聴調査特別委員会の設置については、関連がありますので、一括議題といたします。

この際、議事の都合上、日程第8、議会広報広聴調査特別委員会の設置についてを議題といたします。議会広報の発行及び広聴に関する調査については、6名の委員で構成する議会広報広聴調査特別委員会を設置し、これに付託の上、調査が終了するまで閉会中の継続調査をすることといたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(原田) 異議なしと認めます。よって、議会広報の発行及び広聴に関する調査については、6名の委員で構成する議会広報広聴調査特別委員会を設置し、これに付託の上、

調査が終了するまで閉会中の継続調査とすることに決定します。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(原田)西田議員。

○4番(西田)それでは、動議の提出をさせていただきます。日程第6から日程第8の選任につきましては、選考委員会を設けていただきたいと思います。議長・副議長を含む7名の方を選任いただいて、選考委員会において各委員会の選考を行っていただきたいと思います。選考委員の選任につきましては議長に一任したいと思います。なお、各常任委員会及び広報委員会につきましては、これまでどおり、各議員に希望をとっていただきたいと思います。以上、動議を提出いたします。

○議長(原田)ただいま西田議員より、各常任委員会及び議会運営委員会並びに議会広報広聴調査特別委員会の選任について、正副議長を含めた7名の選考委員を選出して、そこで選出されるよう、また、選考委員の選任については議長に一任し、各常任委員会及び広報委員会については希望をとられたいとの動議が提出され、所定の賛成者がありますので、本動議は成立いたします。よって、本動議を直ちに議題として採決をいたしたいと思います。お諮りいたします。

本動議のとおり決するにご異議ありませんか。

(「異議あり」と呼ぶ者あり)

○議長(原田)異議があるようですので、起立により採決いたします。

ただいまの動議に賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(原田)賛成多数です。本動議は成立いたしました。

それでは、選考委員を指名いたします。選考委員は、正副議長並びに4番西田君、7番多田君、9番西山君、11番河野君、13番前田君、以上7名を選考委員に決定いたします。

これより各常任委員会及び議会広報広聴調査特別委員会の希望をとります。用紙を配付いたしますので、自己の氏名及び常任委員会の第1希望、第2希望を必ず記入していただきたいと思います。また、広報委員を希望される方はその欄に丸印を記入してください。では、用紙を配付します。

(用紙配付・記入・回収)

○議長(原田)それでは、選考委員会を開催しますので、暫時休憩いたします。再開時間

は追って通知いたします。選考委員の方は委員会室にお集まりください。

~~~~~○~~~~~

午前10時36分 休憩

午前11時02分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長（原田）休憩前に引続きまして本会議を再開いたします。

日程第6、常任委員会委員の選任についてを議題といたします。ただいま、選考委員会において各常任委員会の割り振りが決まりましたので、報告いたします。委員会条例第5条第1項の規定により、総務文教委員会委員に、渡辺君、多田君、前田君、住吉君、佐中君と私で、以上6名でございます。福祉厚生委員会委員に、西田君、桑原君、河野君、宮坂君、崎本君、以上5名でございます。建設産業委員会委員に、久留島君、三宅君、岡田君、齋木君、西山君、以上5名を、それぞれ指名いたします。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原田）異議なしと認めます。なお、議長は公正中立の立場から委員を辞任させていただきたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原田）異議なしと認めます。よって、議長は委員を辞任させていただきます。

~~~~~○~~~~~

○議長（原田）日程第7、議会運営委員会委員の選任についてを議題といたします。委員会条例第5条第1項の規定により、議会運営委員会委員に、多田君、西山君、宮坂君、河野君、前田君、住吉君、佐中君、以上7名を指名いたします。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原田）異議なしと認めます。よって、ただいま指名したとおり決定いたします。

議会広報広聴調査特別委員会委員は、委員会条例第5条第1項の規定により、久留島君、岡田君、西田君、渡辺君、多田君、宮坂君、以上6名をそれぞれ指名いたします。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原田）異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしましたとおり決定いた

します。

それでは、各常任委員会ごとに正副委員長の互選を行ってください。総務文教委員会は議員控室、福祉厚生委員会は議長室、建設産業委員会は委員会室で、正副委員長の互選を行い、議長に報告をしてください。なお、議会運営委員会については、各常任委員会の互選終了後、委員会室で正副委員長の互選を行い、また、広報委員会については、議会運営委員会の互選終了後、委員会室で正副委員長の互選を行い、議長に報告してください。

暫時休憩いたします。

~~~~~○~~~~~

午前 11 時 05 分 休憩

午前 11 時 31 分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長（原田）休憩前に引続き本会議を再開いたします。

ただいま、各常任委員会の正副委員長の互選が行われましたので、その結果を報告いたします。総務文教委員会委員長渡辺君、副委員長多田君。福祉厚生委員会委員長西田君、副委員長崎本君、建設産業委員会委員長齋木君、副委員長岡田君。以上でございます。

続いて、議会運営委員会において正副委員長の互選が行われましたので、その結果をご報告いたします。議会運営委員会委員長に佐中君、副委員長に住吉君と決定いたしました。

続いて、議会広報広聴調査特別委員会において正副委員長の互選が行われましたので、その結果をご報告いたします。議会広報広聴調査特別委員会委員長に宮坂君、副委員長に多田君と決定いたしました。

~~~~~○~~~~~

○議長（原田）日程第9、海田地区消防組合議会議員の選挙を行います。

選挙の方法は、投票と指名推選があると思いますが、いずれの方法といたしましょうか。

（「指名推選」と呼ぶ者あり）

○議長（原田）指名推選の声がございますので、指名推選の方法により行いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(原田) 異議なしと認めます。それでは、指名権者はどなたにいたしましょうか。

(「議長一任」と呼ぶ者あり)

○議長(原田) 議長一任の声がありますので、私が指名することにいたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(原田) 異議なしと認めます。よって、私を含めた選考委員会により選考し、指名することにいたします。

暫時休憩をいたします。選考委員の方は委員会室にお集まりください。

~~~~~○~~~~~

午前11時33分 休憩

午前11時43分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長(原田) 休憩前に引続きまして本会議を再開いたします。

選考委員会において次のとおり選任しましたので、ご報告いたします。海田地区消防組合議会議員に多田君、前田君、崎本君と私です。以上4名をそれぞれ指名いたします。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(原田) 異議なしと認めます。よって、海田地区消防組合議会議員は、多田君、前田君、崎本君と私が当選いたしました。

ただいま当選されました4名が議場におられますので、会議規則第31条第2項の規定により当選の告知をいたします。

~~~~~○~~~~~

○議長(原田) この際、農業委員の推薦議案を配付いたしますので、しばらくお待ちください。

(議案配付)

○議長(原田) 日程第10、推薦第1号、農業委員会委員の推薦についてを議題といたします。お諮りいたします。

議会推薦による農業委員は實久純雄氏を推薦いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(原田) 異議なしと認めます。よって、議会推薦による農業委員は實久純雄氏を推薦することに決定いたします。

以上で日程第6から日程第10に至る各案件についての審議を終了いたします。

この際、暫時休憩をいたします。再開は13時です。

~~~~~○~~~~~

午前 11時45分 休憩

午後 1時00分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長(原田) 休憩前に引続きまして本会議を再開いたします。

この際、執行部の方に申し上げます。本日の臨時会の会期は、本日1日と決定しております。

会議に先立ちまして、先般の議会議員選挙によって新たに当選されました久留島君が議場におられますので、ご紹介申し上げます。久留島君、ごあいさつをお願いいたします。

○1番(久留島) ただいまご紹介いただきました久留島でございます。今回の選挙で初当選いたしまして、この議会に送り出させていただきました。私ごとではございますが、昨年12月の議会において郵政民営化反対の議決をいただきまして、誠にありがとうございました。この場をかりてお礼申し上げます。これから、皆さんと一緒に町長を盛り立て、議員が一丸となって海田町の発展のために尽くしてまいりたいと思っておりますので、よろしくをお願いいたします。

○議長(原田) 以上で新議員の紹介を終わります。

この際、町長より発言の申し出がありますので、これを許します。町長。

○町長(山岡) 本日は、大変お忙しいところを参集いただきまして、ありがとうございます。去る3月21日執行の町議会議員選挙におきましてご当選の榮譽を得られ、本日ここに初の議会を開催する運びとなりましたことは、誠にご同慶にたえない次第でございます。今後、町政の発展のため格別のご指導とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

さて、本町の平成17年度の予算につきましては、去る2月議会におきましてご説明を申し上げ、決議をいただいたところでございますが、新たに議席を得られた方もござい

ますので、改めて概要を説明させていただきます。平成17年度予算は、一般会計73億6,100万円、下水道会計16億9,153万3,000円、国民健康保険会計24億8,855万3,000円、老人保健会計22億1,729万円、介護保険会計11億6,140万5,000円、水道会計6億3,672万9,000円でございます。総額155億6,510万円となっております。平成17年度予算編成に当たっては、三位一体の改革による補助金や交付金の減少など、これまでにない厳しい財政状況の中にあつて、町民生活に密着した事業、少子・高齢化に向けた福祉施設の充実、学校教育環境の充実への取り組みを基本方針とするとともに、単独町政を維持していくために持続可能な健全財政の維持に向け、経費の削減や事務事業の見直しを進め、第3次海田町総合基本計画に基づく事業へ重点的に財源の配分を行い、簡素で効率的な財政運営に努め、町民の期待に応えるよう予算編成をいたしました。行政執行に当たりましては、施政方針でお示ししました事項を確実に実行していきたいと考えております。

最後に、本議会には、同意2件、専決処分の承認2件、条例制定1件、補正予算1件を提案いたしております。どうぞよろしくご審議のほどをお願い申し上げまして、ごあいさつとさせていただきます。

○議長（原田）以上で町長の発言を終わります。

~~~~~○~~~~~

○議長（原田）この際、監査委員の選任議案を配付いたしますので、しばらくお待ちください。

（議案配付）

○議長（原田）日程第11、同意第3号、監査委員の選任の同意についてを議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、除斥に該当すると認められますので、西山君の退席を求めます。

（除斥議員退席）

○議長（原田）町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（山岡）同意第3号、監査委員の選任の同意について。監査委員であります西山勝子さんの任期が平成17年3月31日をもって満了のため、委員の選任の同意をお願いするものでございます。同意をお願いする者の氏名は、西山勝子さんでございます。経歴につきましては担当者から説明させます。

○議長（原田）総務課長。

○総務課長（窪地）同意第3号、監査委員の選任の同意についてご説明いたします。議会のうちから選出される監査委員の西山勝子さんの任期が平成17年3月31日をもって満了となったことから、西山勝子さんを再任として議会選出の監査委員としてお願いするものでございます。監査委員の選任につきましては、地方自治法第196条第1項の規定に基づき、人格が高潔で、普通地方公共団体の財務管理、事業の経営管理、その他行政運営に関してすぐれた識見を有する者及び議会議員のうちから、議会の同意を得て町長が選任するものでございます。また、議員のうちから選任される者の監査委員の任期は議員の任期となるものでございます。

それでは、西山さんの経歴についてご説明いたします。住所は海田町石原9番23-4号にお住まいの方でございます。生年月日は昭和19年12月4日生まれで、現在60歳でございます。経歴につきましては皆様よくご存じでございますが、議会の常任委員会につきましては福祉厚生委員会、総務文教委員会、建設産業委員会委員を歴任されておられます。また、平成15年4月から監査委員を務めておられます。以上、簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。

○議長（原田）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許しません。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原田）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原田）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより同意第3号について採決を行います。お諮りいたします。

同意第3号については、これに同意することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原田）異議なしと認めます。よって、同意第3号は同意することに決定いたします。

西山君の除斥を解きます。

（除斥議員着席）

~~~~~○~~~~~

○議長（原田）日程第12、同意第4号、助役の選任の同意についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（山岡）同意第4号、助役の選任の同意について。平成16年10月1日から空席となっている助役の選任の同意をお願いするものでございます。同意をお願いする者は山本義彦さんでございます。経歴につきましては担当者から説明をさせます。

○議長（原田）総務課長。

○総務課長（窪地）同意第4号、助役の選任の同意についてご説明いたします。議案書の2ページをお開きください。前助役でありました久保田さんが平成16年9月30日付をもって辞職されて以来空席となっておりますが、新たに助役として山本義彦さんをお願いするものでございます。助役の選任につきましては、地方自治法第162条の規定に基づき、議会の同意を得て町長が選任するものでございます。

それでは、山本義彦さんの経歴についてご説明いたします。住所は〇〇〇〇〇〇〇目〇〇〇〇にお住まいの方でございます。生年月日は昭和〇年〇月〇日生まれで、現在〇歳でございます。職歴でございますが、昭和46年5月に海田町に採用され、衛生課、議会事務局、建設産業部管理課、民生部公害課清掃事務所を経て、平成元年7月から民生部福祉課長、平成4年10月から民生部保険課長、平成7年10月から総務部税務課長、平成9年10月から高齢福祉課長、平成12年10月から教育部長、平成16年4月から総務部長に就任され、平成17年3月31日をもって退職されておられます。町職員として約34年にわたり精勤された方でございます。このように、町職員として多方面にわたって活躍され、幅広い経験や豊富な知識を持っておられる方でございます。また、その行政手腕は町長の補佐役としての重責を十分担う人材であると判断し、同意をお願いするものでございます。以上、簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。

○議長（原田）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。三宅議員。

○2番（三宅）1点だけ。去年の10月に久保田助役が退任されまして、私も含めて町民の皆さんは、次はどんな助役さんが見えになるかということで非常に興味を持っておりまして、それで、今数えましたら7カ月間、非常に長い間空席ということで、どんな方が来られるかということに興味を持っておりまして、非常に空白が7カ月間もありましたので、改めて、町長の方でいろいろ頭を痛められて、いろんな人選というか、方を考えられたと思いますので、7カ月間の人選の悩みとかいろいろあったと思うんですけども、その辺の経過を大ざっぱにいま一度聞いておきたいと思います。

○町長（山岡）ご承知のように、昨年、県の方へ帰られまして、その間、空白があったん

でございますが、やはり海田町が今度新しく単独町政を維持するためにもどうしても補佐役として必要でありますし、また、役場内のことに精通しておる方をお願いしたということでございます。よろしく申し上げます。

○議長（原田）ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原田）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原田）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより本案についてを採決いたします。この採決については、前田君外1名から無記名投票にされたいとの要求書が出ておりますので、無記名投票で行います。議場を閉鎖します。

（議場閉鎖）

○議長（原田）ただいまの出席議員は14人です。

投票用紙を配ります。

念のため申し上げます。本案に賛成の方は賛成と、反対の方は反対と記載してください。白票があった場合は、会議規則第79条の規定により、本案に対して反対として取り扱います。

（投票用紙の配付）

○議長（原田）投票用紙の配付漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原田）配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めます。

（投票箱点検）

○議長（原田）異常なしと認めます。

ただいまから投票を行います。事務局長の点呼に応じて順次投票願います。点呼を命じます。

○議会事務局長（園山）1番久留島議員、2番三宅議員、3番岡田議員、4番西田議員、5番渡辺議員、6番桑原議員、7番多田議員、9番西山議員、10番宮坂議員、11番河野議員、12番崎本議員、13番前田議員、14番住吉議員、15番佐中議員。

○議長（原田）投票漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原田）投票漏れなしと認めます。投票を終了します。

これより開票を行います。会議規則第30条第2項の規定により、立会人に、5番渡辺君、6番桑原君を指名します。立会人の立ち会いをお願いいたします。

（開票）

○議長（原田）選挙の結果を報告します。投票総数14票、有効投票14票、無効投票ゼロ票。

有効投票のうち賛成票6票、反対票8票。以上のおり、賛成が少数です。よって、同意第4号については、これに同意しないことに決定します。

議場閉鎖を解除します。

（議場解除）

~~~~~○~~~~~

○議長（原田）日程第13、承認第1号、専決処分をした事件の承認についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（山岡）承認第1号、専決処分をした事件の承認について。本条例の一部改正につきましては、地方税法が一部改正されたことに伴い、課税事務上必要があることから、本年3月31日で専決処分させていただいたものでございます。内容につきましては担当者に説明させます。

○議長（原田）税務課長。

○税務課長（永海）それでは、承認第1号、専決処分をした事件の承認についてご説明いたします。地方自治法第179条第1項の規定によりまして、海田町税条例の一部を改正する条例について専決処分いたしましたので、同条第3項の規定によって、議会の承認を求めるものでございます。専決処分の内容は、別紙専決処分書のとおりでございます。専決処分年月日は、平成17年3月31日でございます。

議案の4ページをお開きください。専決処分書。海田町税条例の一部を改正する条例について、議会を招集するいとまがないため、地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。平成17年3月31日。海田町長、山岡寛次。

条例の内容につきましては、資料1の「海田町税条例の一部を改正する条例の要旨」によって説明させていただきます。資料1をお願いいたします。第63条の3の規定は、共有地につきましては共有者全体を1つの所有者として固定資産税の連帯納税義務が課されており、分譲マンション等の区分所有家屋の敷地に係る固定資産税につきま

してはこの連帯納税義務が解除され、税額につきましても持ち分割合に応じて案分されることとなっております。しかし、震災等により建物が滅失した場合、住宅の敷地の用に供する土地と判定できないことから、これらの規定が適用されなくなりますので、所有者の申し出に応じて、震災前と同様に、申告に基づく供用土地に係る税額の案分、連帯納税義務の解除の適用が2年度分受けられるという趣旨の規定でございます。

次に、第74条の2の規定でございますが、住宅の敷地の用に供している土地につきましては、小規模住宅用地部分については固定資産税の課税標準を価格の6分の1の額、小規模住宅用地以外の住宅用地の部分については固定資産税の課税標準を価格の3分の1の額とする特例が適用されておりますが、住宅が滅失し、または損壊のため取り壊された場合に、住宅が再建されていなければ、住宅用地として認定できませんので、課税標準の特例措置の適用が外れ、税額が高くなることから、震災や風水害あるいは火災等の災害により滅失し、または損壊した住宅の敷地の用に供されていた土地については住宅用地とみなして、課税標準の特例措置を2年度分適用する規定でございます。

この2つの規定の改正につきましては、三宅島噴火災害のように、避難状態が4年余りに及んだ場合、住宅再建に係る猶予期間が全く確保できなくなるおそれがあることから、今回、災害対策基本法に基づく長期避難指示または警戒区域の設定が行われた場合の被災住宅用地に対する特例措置として、避難指示期間及び警戒区域の解除が震災等の発生した日の翌年以降に及んだ場合に、これら特例措置を避難指示解除後の3年間まで適用可能とされたことに伴うものでございます。

次に、附則第8条の改正規定でございますが、肉用牛の売却に係る農業所得の課税の特例に係る規定でございますが、租税特別措置法第25条第1項の規定により所得税を免除することとされている肉用牛の売却について、この適用期限を平成21年度まで延長することに伴うものでございます。

次に、附則第10条の3の改正規定は、阪神・淡路大震災により住宅や工場、店舗等の事業用建物が滅失し、または損壊した建物の所有者が代替の建物を取得した場合の固定資産税につきましては、新築住宅等に対する固定資産税の減額の特例を適用しないで、この第10条の3の減額の特例を適用するという規定でございますが、第1項につきましては地方税法施行規則附則第7条の2の改正に伴う整理、第2項につきましては地方税法附則第16条の2の改正に伴い、適用期間を平成17年度から平成21年度までにするものでございます。

次に、附則第15条及び附則第15条の2の改正規定でございますが、特別土地保有税の非課税に係る読替規程及び特別土地保有税の課税の特例に関する規定でございますが、地方税法の条文の廃止に伴い、所要の整理を行うものでございます。

次に、附則第16条の4の改正規定は、土地の譲渡等に係る事業所得等に係る町民税の課税の特例に係る規定でございますが、平成16年度の税制改正において町税条例附則第18条の短期譲渡所得に係る個人の町民税の課税の特例に係る規定が改正されたことに伴い、整理を行うものでございます。

なお、この条例の施行期日は平成17年4月1日でございます。以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（原田）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許しません。前田議員。

○13番（前田）13番、前田ですけれども、今の63条の3と74条の2ということで、被災から2年間とかというと、避難指示解除後3年間、この2年と3年の背景がよくわからなかったの、もうちょっと詳しくというか、わかりやすく再度説明願います。

○議長（原田）税務課長。

○税務課長（永海）2年度というのは、被災をした翌年から2年度間の固定資産税のそういう特例措置があると。ただ、先ほど申し上げましたように、避難期間が長かったりすると、そういう特例が受けられませんことから、今回、避難指示の期間まで含めて特例を受けさせようということで、そういう特例を受ける期間が長くなったということをご理解いただきたいと思います。

○議長（原田）前田議員。

○13番（前田）再度確認しますが、そうすると、避難期間が長期に及んだ場合、その間ずっと免除と、こういうことでよろしいか。

○議長（原田）税務課長。

○税務課長（永海）ご承知のように、避難指示の解除があつてから3年度間ほど特例が受けられるということでございます。ですから、避難指示が、避難期間が2年あれば、例えば18年度まであれば、19年度、20年度、21年度に固定資産税の特例措置が受けられるというものでございます。

○議長（原田）ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原田）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原田）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより承認第1号について採決を行います。お諮りいたします。

承認第1号については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原田）異議なしと認めます。よって、承認第1号は原案のとおり承認することと決定いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（原田）日程第14、承認第2号、専決処分をした事件の承認についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（山岡）承認第2号、専決処分をした事件の承認について。専決処分をした事件の承認につきましては、平成16年度海田町一般会計補正予算（第6号）として、歳入歳出それぞれ2,666万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ93億7,101万8,000円とするものでございますが、議会を招集するいとまがないため、地方自治法の規定により専決処分したものでございます。内容につきましては担当者から説明させます。

○議長（原田）財政課長。

○財政課長（内田）承認第2号、専決処分をした事件の承認についてご説明いたします。

議案の方の6ページをお願いいたします。専決処分でありますけれども、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行い、同条第3項の規定により報告し、町議会の承認を求めるものでございます。専決処分日ではありますが、平成17年3月9日でございます。

議案の方の7ページをお願いいたします。専決処分書。平成16年度海田町一般会計補正予算（第6号）について、議会を招集するいとまがないため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分をする。平成17年3月9日。海田町長、山岡寛次でございます。

それでは、内容については、お手元にお配りしております資料3の「平成16年度補正予算説明書」に従いまして歳出からご説明をいたします。資料3の方をお願いいたしま

す。2 ページをお願いいたします。公債費の元金の償還金利子及び割引料であります、平成13年度の国の補正予算により海田市駅南口土地区画整理事業の国庫支出金として4,000万円を収入しておりましたけれども、この補助金はN T Tの資金を活用した特定資金公共投資事業債で対応されておりました。そのため、国庫補助金といいながら、起債の性格を有するもので、償還をしなければならないものとなっており、その償還期間が平成16年度からの3年間で償還することになっておりました。このため、16年度分の償還額1,333万4,000円につきましてはこの2月議会で補正をしておりましたが、国の方針の変更で、平成17年度で全額の4,000万円を償還することになったため、平成17年度と18年度の2年間で償還することとしておりました2,666万6,000円を増額するものでございます。次に、1 ページをお願いいたします。歳入につきましてご説明いたします。先ほどの歳出に対応するため、償還額と同額が海田市駅南口土地区画整理事業補助金として交付されますので、2,666万6,000円を増額するものでございます。

次に、議案につきましてご説明いたします。議案の方の8 ページをお願いいたします。歳入歳出予算の補正といたしまして、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,666万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ93億7,101万8,000円とするものでございます。以上で承認第2号、平成16年度海田町一般会計補正予算（第6号）の説明を終わります。

○議長（原田）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原田）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原田）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより承認第2号について採決を行います。お諮りいたします。

承認第2号については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原田）異議なしと認めます。よって、承認第2号は原案のとおり承認することと決定いたします。

ここで暫時休憩いたします。再開は14時。

~~~~~○~~~~~

午後 1 時 3 6 分 休憩

午後 2 時 0 0 分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長（原田）休憩前に引続き本会議を再開いたします。

日程第15、第25号議案については撤回の申し出がありましたので、議題になる前です  
ので、議長において許可いたしましたので、議事日程から削除いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（原田）日程第16、第26号議案、平成17年度海田町一般会計補正予算についてを議  
題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（山岡）第26号議案、平成17年度海田町一般会計補正予算（第1号）について。平  
成17年度海田町一般会計補正予算（第1号）は、平成16年度全額を償還した特定資金公  
共投資事業債の減額等の予算措置を行うため、歳入歳出それぞれ1,033万3,000円を減額  
し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ73億5,066万7,000円とするものでございま  
す。内容については担当者から説明させます。

○議長（原田）財政課長。

○財政課長（内田）それでは、第26号議案、平成17年度海田町一般会計補正予算（第1号）  
についてご説明いたします。歳入歳出の補正につきましては、資料4の「平成17年度補  
正予算説明書」によりご説明いたします。

まず、歳出の方からご説明いたします。2ページをお願いいたします。教育費の小学  
校費の学校管理費の工事請負費であります。海田南小学校のプールサイドの上家が2  
月の積雪により倒壊したため、その取りかえ工事費として300万円を増額するものでござ  
います。次に、公債費の元金の償還金利息及び割引料につきましては、さきの16年度の  
補正予算でもご説明いたしましたが、平成13年度に実施した海田市駅南口土地区画整理  
事業に係る起債償還を平成16年度からの3カ年で行うこととなっておりましたが、国の  
方針変更で平成16年度に全額を償還することになったため、特定資金公共投資事業債と  
して平成17年度当初予算で計上しておりました償還額1,333万3,000円を減額するもので  
ございます。次に、歳入につきましてご説明いたします。1ページをお願いいたします。  
まず、国庫支出金の国庫補助金の都市計画事業費国庫補助金の土地区画整理事業費補助  
金につきましては、歳出でご説明いたしましたとおり、特定資金公共投資事業債に係る

償還が平成16年度に完了したことにより、歳出と同様に、平成17年度に歳入予定をしております海田市駅南口土地区画整理事業費補助金1,333万3,000円を減額するものでございます。次に、繰入金につきましては、財源調整を図るため、財政調整基金から300万円を増額するものでございます。

次に、議案につきましてご説明いたします。第26号議案の方をお願いいたします。歳入歳出予算の補正といたしまして、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,033万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ73億5,066万7,000円とするものでございます。以上で平成17年度海田町一般会計補正予算（第1号）の説明を終わらせていただきます。

○議長（原田）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。桑原議員。

○6番（桑原）3点ばかりお願いします。まず第1点、今説明がありましたけれども、16年度の補正予算額、国庫補助金が2,666万6,000円ということだったわけですが、17年度でちょうどその半額が減額されているわけです。今、説明がわかりにくかった点がありますので、その積算基礎といいますか、半額にした、偶然の一致なのかどうか知りませんが、その辺が1つ。

それから、2つ目には、16年度と17年度の、整理期間中でございますけれども、経過の会計処置の仕方、その辺はどのようになっているのか。

それから、3つ目には、それによって公債費比率がどのように変わるのか。以上3点、お願いします。

○議長（原田）財政課長。

○財政課長（内田）まず、1点目の2,666万6,000円の件でございますけれども、これにつきましては、4,000万円ほど13年度に債務があったわけございまして、それを償還するのを3年間に分けて返すということで、1,333万3,000円の3年分ということで、その額でございます。

2点目の、これからの出納整理期間でございますけれども、現在この5月31日までが出納整理期間でございますので、今はその作業を行っている状況でございます。

それからもう1点が、公債費比率につきましては、これにつきましても当初予定と前回2月補正させていただいた額でもっての起債を借りてきますので、それとほとんど変わってこんというふうに考えております。

○議長（原田）ほかに質疑はありませんか。三宅議員。

○2番（三宅）2番、三宅です。南小グラウンドのプールサイドのあれですけれども、今、2月の雪の重みということで、実際に現地へ行って見たわけですけれども、かなり長い距離で屋根が倒壊、それも根元から、金属腐食で根こそぎ倒れたというような感じだったんです。外側から、プールは今閉めていますから、中には入れなかったんですけれども。6月にプールをまた開始があるので、直さなければいけませんけれども、ある面、夏の期間中にもし倒壊のようなことがあったら、児童がおったら大変だというぐあいに考えました。それで、今までに、2月も予算審議して、各学校のいろんな部分を点検して予算を出してくると思うんですけれども、腐食とか倒れるとかというのはある程度余地ができたのではないかと。現地に行って見たので。その辺の、金属疲労、腐食だと思うので。全部がこうなっている、真ん中ぐらいから倒れているわけですね。奥の三迫団地側の方、校舎側でない方は立っているということなので、ある程度、日々のチェックが、児童がおったら大変なので、腐食とか、そういったところのチェックをもう少しすべきじゃないかと、実際に行ってみて思ったわけなので、その辺の腐食とかをある程度予知できたのではないかという気がしたので、その辺の経過というか、どうだったのか。雪の重みじゃなくて、ある程度倒壊するときに来ていたんじゃないかというような気もしたわけなんですけれども、その辺はいかがでしょうか。

○議長（原田）教育長。

○教育長（正木）倒壊といいますか、ねじれて落ちたような状態ですね。腐食の状態といいますか、柱と、下へ埋まっているちょうど接点あたりの状況をすぐ見たんですが、そこで感じたのは、これは前日にちょっと揺らしたぐらいではわからなかったんじゃないかなというのが私の実感でした。ただ、それを検査するという方法がなくはありませんけれども、すごい最新の機械を使ってプロの方が検査しないと、はっきりしたことはわからないということで、現在は小・中学校とも月に1度は検査表でもって、20数項目か30項目ぐらいあったと思いますが、すべて検査するわけです。この後すぐ、こういうことがほかの学校にも波及してはいけませんので、全部のプール、上家があるような、L字型になったような、こういう屋根について構造物等、すべて建設部の技術員と一緒に点検もしていただきましたし、これに限らず、ああいうことが起こるということは、すぐ後ろのフェンスあたりも同じような構造なので、そこらも遊具も含めて全部検査しましたけれども、何もなかったということで、建設部の技術員とも相談した結果、検査の

ときに揺すってみることぐらいはやるんですけれども、根元あたりの腐食の状態をある程度、検査するときにテストハンマーで根元あたりをたたくだけじゃなしに、腐食部分をちょっと削ってみるとかということも必要じゃないかということで、次の検査からはそういうことも含めて当たるということで徹底しております。テストハンマーがない学校もありますので、すぐこれは購入するように指示しまして、やるように、今はやっております。

○議長（原田）ほかに質疑はございませんか。三宅議員。

○2番（三宅）それで、これから予算を300万組んで、やるわけなんですけれども、ここに工事の断面図というか、基礎をかき上げですか、ということであれなんですけれども、とにかく、予算的なこともあるんですけれども、学校内で安全管理とかということも言われておるので、これから新しくつくるに当たって、腰の入った強いものをやっぱり、予算は削減とか厳しいときですけれども、学校内でお子たちの安全管理、けががあってはならないので、この工法でというか、要はじっくり腰の入ったものを、基礎もしっかりした、そういったものを、これからつくるに当たってつくっていただきたいという要望があるんですけれども、じっくりしたものであるかどうか。じっくりしたものをまた夏までに、プールが始まる前につくっていただきたい、それをもう一つ。

○議長（原田）教育長。

○教育長（正木）お話の趣旨はよくわかりましたので、建設部とも相談して堅固なものを建設してまいりたいと思います。

○議長（原田）ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原田）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原田）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより第26号議案について採決を行います。お諮りいたします。

第26号議案については、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原田）異議なしと認めます。よって、第26号議案は原案のとおりこれを決します。

~~~~~○~~~~~

○議長（原田）ただいま、佐中議員外6名から、発議第4号、災害防止対策等調査特別委

員会設置に関する決議（案）が提出されております。本案は議会構成に関するもので急施事件と認め、日程に追加し、追加日程第1として審議することにしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原田）異議なしと認めます。よって、急施事件と認め、追加日程第1として審議することに決定いたしました。決議（案）を配付いたします。

（決議（案）配付）

○議長（原田）追加日程第1、発議第4号、災害防止対策等調査特別委員会設置に関する決議（案）を議題といたします。提出者より提案理由の説明を求めます。佐中議員。

○15番（佐中）読み上げて、提案理由にかえさせていただきます。

災害防止対策等調査特別委員会設置に関する決議（案）。

近年、我が国においては、阪神・淡路大震災、新潟中越地震、また最近の福岡県西方沖地震をはじめとして、火災噴火、土砂災害、水害等、様々な種類の災害が発生している。

本町においては、都市化が進む中、町中心部を瀬野川が流れ、いつ何どき大水害が起きるかわからない危険性をはらんでおり、また、さきの芸予地震による少なからぬ被害の発生状況等をかんがみれば、住民の代表者である議会は、災害防止対策について、恒久的課題として取り組むべき責務がある。

したがって、議会として、率先して災害防止対策のための調査・研究を行う一方、災害発生時において迅速かつ的確に対処するため、次のとおり災害防止対策等調査特別委員会を設置するものとする。

1、名称。災害防止対策等調査特別委員会。

2、設置の根拠。地方自治法第110条及び海田町議会委員会条例第4条。

3、調査事項。災害対策基本法第2条第1項に掲げる災害の防止対策の調査等に関する事項。

4、委員の定数。議員全員をもって構成する。

5、調査期限。3に掲げる調査が終了するまで閉会中の継続調査を行うことができる。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（原田）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許しません。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(原田) 質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。討論があれば許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(原田) 討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより発議第4号について採決を行います。お諮りいたします。

本案については、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(原田) 異議なしと認めます。よって、発議第4号は原案のとおりこれを決します。

ただいま設置されました災害防止対策等調査特別委員会の委員の皆さんは、委員会室で正副委員長の互選を行い、議長に報告してください。

暫時休憩をいたします。

~~~~~○~~~~~

午後2時20分 休憩

午後2時25分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長(原田) 休憩前に引続きまして本会議を再開いたします。

ただいま災害防止対策等調査特別委員会において正副委員長の互選が行われましたので、その結果をご報告いたします。委員長に住吉君、副委員長に久留島君と決定いたしましたので、お知らせいたします。

~~~~~○~~~~~

○議長(原田) この際、お諮りいたします。

渡辺議員外3名から、発議第5号、閉会中の継続調査事件についての申し出がありました。これを日程に追加し、追加日程第2として審議することにしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(原田) 異議なしと認めます。よって、発議第5号を日程に追加し、追加日程第2として審議することに決しました。(案)を配付いたします。

((案)配付)

○議長(原田) 追加日程第2、発議第5号、閉会中の継続調査事件についてを議題といたします。提出者より提案理由の説明を求めます。総務文教委員会委員長渡辺君。

○総務文教委員会委員長（渡辺） 5 番、渡辺です。閉会中の継続調査事件について提案説明をいたします。

議員各位にはご存じのとおり、議会は会期ごとに独立の活動をし、会期中に限って議会活動を営むものでございます。閉会中においては、地方自治法第109条第6項及び第109条の2第4項の規定により、議会決議によって付議された特定の事件についてのみ議会の閉会中もなお調査を行うことができるものとされております。本案は、平成17年度における各常任委員会及び議会運営委員会の閉会中の継続審査について、複雑化、専門化する行政に対応しようとするもので、別紙のとおり、それぞれの所管事務調査を行い、議員の資質の向上を図るものでございます。以上で提案説明を終わります。

○議長（原田） 以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許しません。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原田） 質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原田） 討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより発議第5号について採決を行います。お諮りいたします。

発議第5号については、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原田） 異議なしと認めます。よって、発議第5号は原案のとおりこれを決します。

以上で、本臨時会に付議された案件はすべて終了いたしましたので、会議を閉じます。

これにて平成17年第2回海田町議会臨時会を閉会いたします。皆さん、ご苦労さまでございました。

午後2時30分 閉会